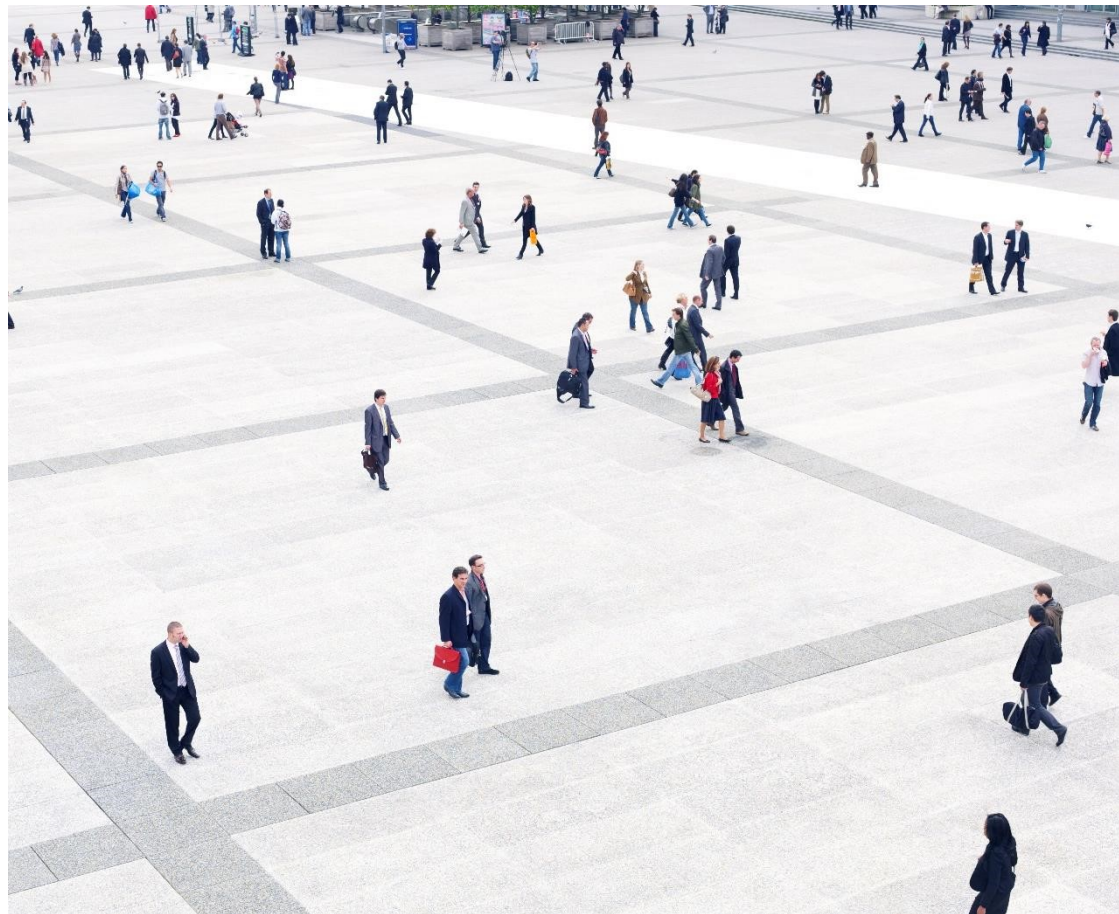


# 関係会社間ローン等に関する ATO のガイダンス: *PCG 2017/4*

2018 年 2 月



# クロスボーダー関係会社間ローン等に関する ATO のコンプライアンスアプローチの最終版

## 要約

2017年12月18日、豪州国税局(ATO)は、関係会社間のローンについて規定する実務コンプライアンスガイドライン([Practical Compliance Guideline PCG 2017/4](#)、以下「PCG」)を公表しました。本ガイドラインでは、クロスボーダーの関係会社間で行われるインバウンドまたはアウトバウンドの「資金調達アレンジメント」、国外関連者と締結した取引、または、契約に関連する税務上の取り扱いに関するATOのコンプライアンスアプローチが規定されています。

当該PCGについては、2017年5月にドラフト(詳細はPwCオーストラリアの[TaxTalk Alert](#)をご参照ください)が公表され、ATOが採用する6つに色分けされたリスクゾーンごとに関連者取引のリスクを評価するというフレームワークの概要が初めて提示されました。PCGドラフトの発表以降、いくつかの変更が加えられておりますが、最終版ではある一つの重要な問題についての結論も示されています。即ち、関係会社間ローンについて、グループ外部からの資金調達コストに対するマージンをATOはどの程度許容するのかという問題です。いわゆる「グリーンゾーン」(Green Zone)下では、このマージンは50ベースポイント以下であることが想定されます(これは、PCGドラフトで当初許容された150ベースポイントから大幅に引き下げられています)。

関係会社間ローンが1000億豪ドルを超える場合、ATOによる重要なレビューと税務調査が現在進められており、多数の和解合意が成立しています。PCGドラフトの発表に続き、2017年下旬に借入コストに係るATOからのレターが一定の会社に出され、追加のATOからのレターやこれまで通りの標準的なATOによるリスクレビュー、justified trust(OECDのコンセプトであり、納税者が豪州での経済活動に対して適正な税額を支払っていることについての十分な証拠に基づく合理的結論を意味します)、事前のコンプライアンスレビュー、そして最近では外国投資審査委員会(Foreign Investment Review Board(FIRB))の承認プロセスを通じて、より多くの新たなレビューが予想されます。

昨年決着に至ったシェブロン社の訴訟(*Chevron Australia Holdings Pty Ltd (CAHPL) v Commissioner of Taxation [2017] FCAFC 62 (Chevron)*、以下「シェブロン事案」)に続き(豪州最高裁判所に対し、納税者が上告せず決着)、豪州税法のもとで多数の未解決事項が存在します。さらに、経済協力開発機構(OECD)による税源侵食と利益移転(BEPS)プロジェクトの一環として、金融取引に関連するガイダンスが依然公表されないことから、この問題に関するグローバルレベルでの意見一致にはまだしばらく時間を要することが予想されます。加えて、豪州ではアンチ・ハイブリッド規定の詳細が公表され、また、米国では法人税の劇的な変更を規定する法律が制定されたことを受け、納税者は既存のアレンジメントを慎重に見直す必要があります。

このような環境の変化に伴い、納税者はATOによるレビューに備えて、関連者との間で行う関係会社間ローンなどの価格設定について根拠資料を十分に用意できるよう、豪州の移転価格税制の規定を把握し、同時にPCGで公表されたレビューアプローチを理解する必要があります。

## 詳細

PCGでは特定の関係会社間ローンやその他のアレンジメントに関連して、ATOが用いる定量的および定性的指標を組み合わせたリスク評価のためのフレームワークが規定されています。ATOは、納税者の関係会社間ローンやその他のアレンジメントの特徴、ならびに当該アレンジメントの関連当事者のプロフィールおよび納税者の選択・行動に応じて、納税者へのアプローチをカスタマイズするためにこのリスク評価を利用します。

PCGは2017年7月1日から、既存および新規の資金調達アレンジメントに適用されます。これはパブリック・ルーリングではなく、むしろ関係会社間ローンやその他のアレンジメントによる課税関係をテストするために、ATOがどの分野にコンプライアンス関連のリソースを配分するかを納税者が理解するためのガイダンスを提供するものです。ATOは、PCGが「セーフハーバー」を構成するものではないことを明確に示しており、関連する法律の解釈に変更を加える、または、影響を与えるものでもないことを示しています。PCGは以下の二つの部分から構成されます。

- 本文: 関係会社間ローンやその他のアレンジメントに対するコンプライアンスリソースの検討および適用するためのフレームワークに関連する一般原則について言及する。

- 表:これらの原則に基づき、異なる種類の関係会社間ローンやその他のアレンジメントに関連する詳細と指標を示す。

現在、PCG には関係会社間ローンなどに関するリスク評価のための表が示されています。しかし、ATO は現段階で関連者間のデリバティブおよび無利子ローンに関する同様の表を作成中であり、このドラフトを2018年3月に公表する予定であることを私たちは把握しています。またシェブロン事案の判決の影響に関する声明 (Decision Impact Statement) が2018年上半期に公表され、さらに保証料に関するさらなる取り扱いが公表される可能性があります。

## 関係会社間ローンなどに関するリスクフレームワーク

PCG では、国税局長官によるコンプライアンスアプローチは、関係会社間ローンやその他のアレンジメントのリスク格付けによってそれぞれ異なることが示されています。ATO のリスクフレームワークは、6 つに色分けされたリスクゾーンにより構成されています。納税者に適用されるリスクゾーンは、その課税年度においてリスクの最も高い資金調達アレンジメントにより判断されます。

表 1: リスクゾーンおよび ATO コンプライアンスアクション

リスクゾーン	ATO のコンプライアンスアクション
● ホワイトゾーン - アレンジメントのレビュー・締結済みである	<p>合意/決定されたアプローチに対し継続的に一貫性が保たれているかの確認を除き、レビューの実施は無い。</p> <p>納税者はホワイトゾーンに分類されるためには、その要件を満たすかどうかの自己評価だけでなく、事前に ATO に自身の適格性を確認する必要があることに留意しなければならない。</p> <p>納税者の多くは、特に、典型的な貸付アレンジメントとは融資基準または借入慣行が異なる産業の納税者はホワイトゾーンの評価を求める。例えば、プライベートエクイティ、不動産開発、不良または成長段階資産およびインフラストラクチャーがそれに該当する。</p>
● グリーンゾーン - 低リスク	<p>関連者間アレンジメントに重要な変更がない場合、ATO は一般的にコンプライアンスリソースを、計算内容とグリーンゾーン適格性の確認にのみ適用する。加えて、ATO は以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PCG 2017/2 Simplified Transfer Pricing Record Keeping Options (簡略化された移転価格記録保存オプション) の恩典を拡大して適用する。</li> <li>要請がある場合、事前確認制度 (APA) 手続き開始に同意する。</li> <li>関連する資金調達アレンジメントに対し迂回利益税 (Diverted Profits Tax (DPT)) を適用しない。これは納税者にとって朗報と言える。</li> </ul>
● ブルーゾーン - 低～中リスク	<p>ATO は利用可能なデータを用いてアレンジメントを積極的にモニタリングし、例外的なアレンジメントをレビューする。裁判外紛争手続き (ADR) は紛争解決に有効な場合がある。</p>
● イエローゾーン - 中リスク	<p>ATO は紛争内容を把握し、それを解決するために納税者と協力する。ADR は紛争解決に有効な場合がある。</p>
● アンバーゾーン - 高リスク	<p>通常、レビューは優先事項として取り扱われる。ADR は紛争解決に有効な場合がある。</p>
● レッドゾーン - 超高リスク	<p>通常、レビューは優先事項として取り扱われる。案件は直接、税務調査に発展する場合がある。レッドゾーンに該当した納税者は事前確認制度 (APA) を利用できない (その他の全てのリスクゾーンもその例外ではない)。ATO はその権限を用いて情報収集することが予想される。</p> <p>実際問題として、和解または ADR を通じた紛争解決は非常に困難であり、このゾーンに該当する納税者は訴訟に直面する可能性が高い。</p>

## 関係会社間ローンへのフレームワークの適用

PCG の表 1 には関係会社間ローンへのフレームワーク適用に関する追加ガイダンスが設けられています。これによると、ATO は「関係会社間ローンの価格設定が、借手に対する最小限の『オールイン』コストを達成する商業的インセンティブに合致していることを期待する」ことが明確にされています。

納税者が自身の資金調達アレンジメントがどのリスクゾーンに該当するかを確定するには、以下のステップを経る必要があります：

- 資金調達アレンジメントの適切な基準を選択する(即ち、アレンジメントがインバウンドとアウトバウンドのどちらの関係会社間ローンであるかを選択する)。
- 自身の状況に関連する指標を特定する。
- 関係会社間ローンに適用する実際の条件に基づき、各指標の「スコア」を決定する。

上記のステップを経て、価格設定および動機リスクスコア表の「スコア」を合計し、PCG 内に明記されるマトリクスと照合し評価することで、該当するリスクゾーンが確定します。

PCG では、ドラフトに明記された 11 のリスク評価指標を維持しています。それに対し、ドラフトと最終版の主な変更点は、これらの指標を以下の 2 つのリスク評価指標に区分けしたことです。

- 「価格設定」(pricing) 指標
- 「動機的」(motivational) 指標

インバウンドローンについては、5 つの価格設定指標に対し 41 ポイントが規定され、5 つの動機的指標に対し 60 ポイントが規定されています。価格設定指標で 1 ポイントまたは動機的指標で 5 ポイント以上となってしまう場合、資金調達アレンジメントはグリーンゾーンに該当しないことを意味します。

実務上、この変更による影響を受けて、ローンの価格設定が比較的保守的であっても、納税者が獲得できる格付けは最高でも「イエロー」であり、これに加えて厳格な動機的指標の存在も考慮しなければなりません。しかし、特定の動機的指標の評価次第では、納税者が自身のローンアレンジメントに関して ATO と協議し、合意に達する可能性に影響が生じる可能性があります。

それとは反対に、グループの借入コストに対して 200 ベーシスポイント(bps)を超えて価格設定されるローンは、例外なくレッドゾーンに該当します(PCG ドラフト段階ではイエローゾーン)。

## 価格設定指標

指標	解説
<b>資金調達コストの比較:</b>	比較する資金調達コストには順位があり、重複することはありません(つまり、ひとつの調達コスト比較のみが適用される)。まずは、紐づきとなる非関連会社からの資金調達コスト、続いて自社の第三者からの資金調達コスト、そして最後にグローバルグループでの資金調達コストが用いられます。
<b>1. 紐づきとなる非関連会社からの資金調達コスト</b>	
<b>2. 自社の第三者からの資金調達コスト</b>	「紐づきとなる」および「自社」債務の定義について追加のガイダンスが提供されています。何が最も参照可能な債務と言えるかについては個別の事実に依存し、納税者の主張の論拠となる資料を保管することが重要です。
<b>3. グローバルグループでの資金調達コスト</b>	この指標のグリーン・ゾーン・ランキング*は、インバウンドローンの場合、50 bps 以下の価格設定が該当します。これは、インバウンドローンについて 150 bps を上限とした価格設定に対するグリーン・ゾーン・ランキングを許容した PCG ドラフトと比較して、重要な変更点と言えます。
	グループの外部借入コストに対する相対的な価格設定では、借手の信用状況と資金調達リソースがグローバルグループのそれと一致することが一般的に想定されます。これは、独立企業原則に関する OECD ガイダンス(保証料を含む)との整合性において、おそらく PCG アプローチの最も困難な側面であると言えるでしょう。

指標	解説
<b>適切な担保</b> (インバウンドローンが対象)	適切な担保が提供された場合、グリーン・ゾーン・ランキング*がこの指標に適用されます。しかし PCG では、ローンの価格設定で「適切な担保」(即ち、担保、財務制限条項、保証)が欠如している場合(つまり、適切な担保があたかも提供されたように、金利が引き下げられる場合)、3 ポイントが課されることが明確にされています。
<b>劣後債</b> (インバウンドローンが対象)	ローンの価格設定に劣後性の要素がない場合、グリーン・ゾーン・ランキング*がこの指標に適用されます。
<b>調達資金の通貨とその会社の主要な営業上の通貨の不一致</b> (アウトバウンドローンに対する特別な追加規定)	借手の調達資金の通貨が、その会社の主要な営業上の通貨が一致している場合、グリーン・ゾーン・ランキング*がこの指標に適用されます。 借手のその会社の主要な営業上の通貨とは、借手はその収益の大部分を獲得する通貨、または借手がある通貨で予測される支払利息と同一通貨で150%以上のフリー・キャッシュ・フローを有する場合のその通貨を指します。 アウトバウンドローンについてのみ、ローン通貨が貸手の会計・税務上の機能通貨と一致する場合、グリーン・ゾーン・ランキング*が適用されます。
<b>一定の特約条項または金融商品の存在</b> (インバウンドローンが対象)	特約条項または金融商品には、現物払いまたはその他の形式の利払繰延べ、あるいは金利の割増、株式への転換および偶発事象を生じさせるオプションが含まれます。重要なのは、アレンジメントに含まれる特約条項または金融商品がいずれもローンの価格設定に影響しない場合、グリーン・ゾーン・ランキング*が適用されることがガイダンスで規定されている点です。しかし、当該金融商品が第三者市場で観察可能な条件に照らしてベンチマークされ、当該市場で同様の条件(例えば、メザニン債務の利息に係る現物払い(PIK))を有する金融商品が存在する場合、特約条項または金融商品が存在するアレンジメントに対するグリーン・ゾーン・ランキング*の適用はそれほど容易ではありません。
<b>カントリーリスク</b> (アウトバウンドローンが対象)	Moody's、Standard and Poor's または Fitch の格付機関による格付けに準ずる。

\*この指標には 0(ゼロ)ポイントが配分されている。しかし、その他の指標が全体的なリスクランキングに影響する場合がある。

## 動機的指標

指標	解説
<b>借り手の財務レバレッジ</b> (インバウンドローンが対象)	借手の財務レバレッジがグローバルグループの財務レバレッジと一致する場合、グリーン・ゾーン・ランキング*はこの指標に適用されます。 過少資本税制の独立企業債務テストに依拠する納税者(即ち、セーフハーバー規定の上限の 60%を超える財務レバレッジの納税者)、またはセーフハーバー規定に関連して監査済み財務諸表に反映されていない資産再評価を利用した納税者には、グリーンゾーンは適用されません。

指標	解説
<b>インタレスト・カバレッジ・レシオ</b> (インバウンドローンが対象)	<p>上記の指標と同様に、借手のインタレスト・カバレッジ・レシオ(ICR)がグローバルグループのそれと一致する場合、グリーン・ゾーン・ランキング*がこの指標に適用されます。当初、特にギアリングレベル(自己資本水準)が過少資本税制で規定されていることを背景に、ドラフトは過度に厳格であるとして非難され、全体としてこの指標はドラフトでの規定と比較して緩和されました。例えば、ドラフトでは 3.3 倍の ICR(EBITDA 同等数値の 30%)で 3 ポイントが課されると規定されていましたが、最終稿では 1.4 倍の ICR(EBITDA 同等数値の 71%)で 3 ポイントが課せられると規定されました。</p> <p>ICR の状況に応じて根本的リスクを反映しないリスクゾーンが適用されかねないことが認識されており(例えば、創業期における資本集約的プロジェクト)、その場合は ATO に対しホワイトゾーン リスク評価を求めなければならない可能性があります。</p>
<b>貸し手に適用される法人税率</b> (インバウンドローンが対象)	<p>貸手が税務居住者である国・地域の法人税率が少なくとも 30%であり、貸手が最終親会社または最終親会社の子会社である場合(最終親会社の国・地域で法人として課税される場合)あるいは(定義された)グローバルのファイナンスカンパニーである場合、グリーン・ゾーン・ランキング*はこの指標に適用されます。</p> <p>法人税率が 15%以下の場合、アレンジメントに対するリスク格付けが大幅に引き上げられます。なお、PCG では、最終親会社が税務居住者である国・地域において税金納付を免除されている場合(例えば、政府系投資ファンド(Sovereign Wealth Fund)または年金基金の場合)、ポイントは加算されないことが明記されています。</p> <p>タックスヘイブンからのローンは自動的にイエローゾーンに該当し、価格設定指標スコアに応じて、多くの場合アンバーまたはレッドゾーンに該当すると思われれます。</p>
<b>ATO が発表している Taxpayer Alert の対象となっているアレンジメントかどうか</b>	<p>以下の納税者アラート(Taxpayer Alert)の対象となっているアレンジメントはよりリスクが高いと評価されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <a href="#">TA 2016/1</a> 内部で創出された無形資産の不適切な認識および過少資本税制目的の無形資産再評価</li> <li>• <a href="#">TA 2016/3</a> 関連者との複数通貨間金利スワップを伴う関連者での外貨建資金調達に関係するアレンジメント</li> <li>• <a href="#">TA 2016/9</a> 過少資本税制 - 会計目的で「負債性資本(debt capital)」の全部または一部を資本(equity)として処理する場合の価額の不正確な計算</li> <li>• <a href="#">TA 2016/10</a> クロスボーダーのラウンドロビン(round robin)資金調達アレンジメント</li> </ul>
<b>ハイブリッドアレンジメントの関与</b>	<p>関連する国・地域の法律下におけるアレンジメントからの所得(利得)および費用(損失)に対する課税処理が一致しない、または、非対称的である場合、この指標ではより厳格なリスク格付けが行われます。課税処理の不一致は、課税繰延または事業体の取扱い、あるいは、資金調達アレンジメントの保有または発行に関連するオーナーシップアレンジメントの取扱いの差異に起因する場合があります。ただし、国・地域間の税率(上記指標の貸手の税率にて網羅)の差異は課税処理の不一致に該当しません。</p> <p>ハイブリッドアレンジメントを利用したローンは自動的にイエローゾーンに該当し、価格設定指標スコアに応じて、多くの場合アンバーまたはレッドゾーンに該当すると思われれます。</p>

\*この指標には 0(ゼロ)ポイントが配分されているものの、その他の指標が全体的なリスク評価に影響する場合があります。

## PCG の考察

### 1. 問題はリスク評価のみ?

PCG の表題には「クロスボーダー関係会社間ローンやその他のアレンジメントおよび関連取引に関する課税問題に対する ATO のコンプライアンスアプローチ」と記載されています。PCG の本文で明記されている、「このガイドラインは、豪州の移転価格規定またはその他の税規定の解釈または適用に係る助言または指針を提供するものではない」こと、ならびにこれは「セーフハーバー規定を構成するものではない」ことを納税者は留意しなければなりません。さらに、PCG ではその規定は移転価格に関連するリスクに限定されており、例えば負債/資本、過少資本税制、源泉税または一般的租税回避防止問題について規定するものではないことを明確化しています(実際問題としてこれらの事項についても、ATO のリスク評価に大いに影響すると考えられるが)。同時に、「納税者が低リスクゾーンに該当しない場合、それをもって、納税者の関係会社間ローンやその他のアレンジメントが商業上妥当なものでない、あるいは、豪州税法の遵守を怠った、とみなされるものではない。」ということも明記されています。

しかし、リスク評価ツールとしての分類のみでは、PCG 下の特定の声明やアクションとの整合性を維持することは困難です。特に以下の項目について注意が必要です。

- 1 「新たな法律制定や判決の結果として、いくつかの納税者により利用されているアプローチは今後適切ではなくなる場合がある」こと。
- 2 低リスクゾーンに該当しない場合、「ATO と協力し移転価格リスクを軽減させる」こと。
- 3 「既存アレンジメントのグリーンゾーンへの移行」(法律に基づく国税局長官の権限の行使による利息と罰金の納付の免除)

実際には、「グリーンゾーン」が借入コスト設定に関する多くの ATO 税務調査および論争における支柱として作用しているように見えます。納税者にとってこれは、ATO とのエンゲージメントが一旦始めれば、PCG は、当初のリスク評価だけに留まらず、より幅広い役割を担うとの前提に立った準備を行う必要性を示唆していると言えます。

### 2. 既存アレンジメントのグリーンゾーンへの移行に係る恩典

PCG では納税者に対し、関係会社間ローンなどやその他のアレンジメントを将来的にグリーンゾーンに該当させるように、変更を加えることを奨励しています。PCG では、これについて「納税者の過年度および将来年度の価格設定または債務水準がグリーンゾーンの範囲内に収まる」ような調整を要することが規定されています。

経過的アレンジメント(2019年6月18日まで有効)の一環として、自主的に開示が行われる場合において、国税局長官が、罰金をゼロにし、税額不足分に係る利息を過年度に係るベースレートに軽減することに同意することが規定されています。

納税者は、過年度について適用される移転価格規定、特に 2013 年 6 月 29 日以前の課税年度に実施されたローンに対しては、無制限の修正期間が設けられていることに留意すべきでしょう。PCG の内容からは、経過的アレンジメントは自主開示時点の資金調達アレンジメントに関してのみ利用できるのか、あるいは、修正期間がオープンとなっている全ての過年度の資金調達アレンジメントに対して利用できるのかははっきりしません。しかし、納税者は修正対象になりうるであろう過年度の年数を考慮し、グリーンゾーンへの移行がもたらす影響を慎重に検討する必要があります。M&A を実施した企業グループについては、過年度債務を考慮した場合、状況が複雑になる場合があります。

PCG では、経過的アレンジメントに関する全ての合意は、新規の資金調達アレンジメントの期間に適用される証書において実行され、当該証書の一部として合意された重要な前提条件に基づくことが明記されています。当該証書の条件は、例えば、将来的な事業上の変更に対する十分な柔軟性をもたせるために、慎重に交渉する必要があります。

グリーンゾーンリスク格付け獲得のために調整を検討している納税者は、PCG にて言及される事項以外に多岐にわたる課題に直面すると考えられます。例えば、多くの場合、インバウンドローンに関するグリーンゾーンの移転価格アプローチ(即ち、グループ借入コストに 50 bps 上乘せ)は、貸手の所在する国・地域では受け入れ難く、二重課税のリスクが生じます。アウトバウンドローンについても同様の問題が生じる場合があります。例えば、昨年の後半、ニュージーランドでは関係会社間ローンの金利に制限を課す新ルールのドラフトの詳細が公開され(詳細は PwC ニュージーランドの [Tax Tips Alert](#) をご参照ください)、PCG の内容と差異があります。PCG では二重課税回避という重要問題について言及されていません。なお、固定金利ローン、早期返済の実施または違約金の発生については問題が生じ、対処が必要になる可能性が高いと考えられます。

移転価格文書を適切に準備している納税者や、独立価格比准法 (comparable uncontrolled pricing method) を適用している納税者、強固なマーケットベースの比較可能数値を有する納税者は、グリーンゾーンに該当していなくとも、過年度および将来年度の価格設定の正当性を主張するのに有利な立場にあると言えるでしょう。また、シェブロン事案の判決の影響を反映した追加の分析および証拠を踏まえた債務アドバイザーの専門家の助言に基づき、より適切な文書化を行うことができるものと考えられます。

### 3. 自己評価は煩雑だが重要

PCGドラフトの分析におけるわれわれの経験から、PCGリスク格付けの実施には、合理的な水準の分析、特に各指標のスコアを立証し、サポートするための根拠の収集や、解釈上の問題への対処が伴うものと考えられます。しかし、リスクの自己評価のスコアを立証し、リスクを管理するため、また、最終的に ATO レビューに至った場合の時間と労力を省くために、このステップを経ることは非常に重要です。加えて、2015年1月1日以降に締結したアレンジメントに関し、リスク格付けが自己評価されたか否かを Reportable Tax Position schedule において開示することが多くの納税者に要求されます。このため、ATO にとってレビューすべき資金調達アレンジメントの特定がある程度容易になるものと予想されます。

リスク評価における重要ステップは、「参照可能な借入コスト」の算定であり、これは多くの場合、PCGに基づいて明確または容易に計算できるものではありません。例えば、グループ財務会社は、単一の中長期ローンを組むよりも、むしろ複数の短期借入を利用して行う場合があります。このような手法は、親会社が強固なバランスシートとキャッシュフローを有しており、流動性リスクが低い場合に可能となります。この借入が、豪州子会社への長期ローン (例えば、買収目的) のために使用される場合、外部からの短期債務は、その主な条件と事象が関連者ローンとは異なるため、紐づきとなる、もしくは関連性のある債務には該当しないものと考えられます。このため、グローバルグループ借入コスト (複数年度の平均またはある時点の数値、もしくはどの手法がより適切な結果をもたらすかに応じた代替的なアプローチ) を参照して、テストを行うことが要求されます。このようなケースにおけるグループ借入コストアプローチからは低いレートが導き出される可能性が高いため (当該借入が本質的に短期であることを考慮すると)、納税者にとっては、ホワイトゾーン下での自己評価に関して、ATO にアプローチするか、またはこのようなケースでの買収を目的に中長期ローンを組むのであれば、グループ借入コストの内容に関する証拠を提供するほうがより合理的な方法と言えるでしょう。

「参照可能な債務」がどのような事実に基づいて導き出されるかを考慮すると、関連する借入レートを特定するために実施された分析に関する証拠は、ATO とのやり取りにおいて重要になります。また納税者は、リスク評価は常に継続されるものであり、実行中の資金調達アレンジメントに対して少なくとも年に一度、再評価が要求されることに留意しなければなりません。

### 4. 納税者の異なるカテゴリー - ホワイトゾーン

貸付実務に関しては、共通して利用できる万能なアプローチはありません。確かに、ある企業と別の企業との間で資本構造に重要な違いがあっても、同様の資産に関して同一産業内における観察可能なインプットが存在する場合があります。これは、グループ・リスク・プロフィール、買収または成長プラン、債券市場環境、企業が新株を発行できる能力 (とコスト) を含む (がこれらに限られない) 複数の要因に基づきます。

特定の産業では異なる資本構造を用いることが知られており、この場合往々にして、特徴的な内容を伴う比較的高額な負債性資本が関与します (特定の商業上および経済的結果を達成するための劣後債務の利用を含む)。その例として、プライベートエクイティまたは政府系投資ファンド (Sovereign Wealth Fund) / 年金基金、不動産開発業者、インフラストラクチャー投資家によるレバレッジドバイアウトが挙げられます。

これらの納税者の資金調達実務に鑑み、PCG の規定に従った場合、このような業種や投資の性質に関する借入価格設定が比較的保守的であったとしても、高リスクな格付けとなることも想定されます。このような状況に該当し、移転価格のリスク低減を希望する納税者は、ATO へのアプローチによりホワイトゾーンへの自己評価を行う適格性の有無を確認することが推奨されます。

### 5. PCG 規定下における内部比較可能数値の使用

広義には、法律で定められた移転価格規定下の要求事項は、企業の価格設定の実態を、同様の状況において独立した当事者の間で想定される価格設定 (独立企業間価格) と比較することです。



この分析を行うにあたり、シェブロン事案の判決では、独立企業原則の定義に基づき検討された仮の契約では納税者となる取引の当事者の一方に強制できないということを示した、*Commissioner of Taxation v SNF (Australia) Pty Ltd [2011] FCAFC 74 (SNF)* (国税局長官対 SNF(豪州)社[2011] FCAFC 74 (SNF)、以下{SNF 事案})の権限を、利用しています。さらに、当該所有権に関して公開市場で見つかる場合のあるインプットは、その対価が(納税者の実際の特徴に基づくよりも、客観的に見て)独立企業間価格であったか否かの質問に対する回答を提供しているとも考えられます。

これらの 2 つの事案に対する裁判所のアプローチは、PCG で規定する狭義のアプローチとは異なるように見受けられます。PCG ではグローバルグループの内部比較可能数値をみており(われわれの見解では、借手の財務状況は、外部からの借入を行っている親会社とは往々にして大きく異なる、もしくはそれほど共通点がないことを考慮すると、比較可能でないこともあり得る)、対照的に SNF 事案とシェブロン事案における裁判所のアプローチは、第三者公開市場で観察可能なインプットを参照した独立企業間価格をテストしています。これらの事案は、豪州の従来の移転価格規定に関連していることが認識されています。

ATO が、シェブロン事案に関する Decision Impact Statement を 2018 年上半期中に公表することが予想されています。これにより、PCG の根底にある原則をより詳細に深く理解することが可能になると考えられます。納税者の関心が最も高いトピックは、親会社による支援(保証料を含む)の影響に関する ATO のポジションや、ローン条件の関連性(再構築)、独立企業原則で規定される別会社原則(separate entity principle)などが考えられます。

## 比較可能数値ならびに豪州債券市場

PCG では、豪州債券市場における変化に応じて、PCG の表 1 にて明記される指標を ATO が将来的にレビュー修正することについて言明しています。ここでは、豪州の移転価格税制における法定義務が、一般に納税者に対し、納税者がその独立企業間価格をサポートするために真の比較可能な市場価格を特定することを要求しています。

豪州債券市場は歴史的に、よく名前の知られた主要銀行 4 行によってその取引の大半が占められ、比較的少数の投資適格の格付けがされた借手が豪州もしくは海外の機関投資家から資金調達をしています。近年では、債券市場が発展を見せており、国内外の新規投資家の市場参入により資金調達の選択肢が広がってきています。新規投資家の市場参入の背景には以下の要因が挙げられます。

- 規制とそれがもたらす借入コストへの影響を背景に、不動産および投資適格格付けに満たない借手の信用に対する銀行の投資意欲が低減。
- スーパー(年金)ファンドマネジャーが株式市場と距離を置いた分散投資を求めており、第三者クレジットファンドへの投資および/または直接投資を通じた、より変動の小さいローンへのエクスポージャーを高めようとしている。
- 貸付による資金提供は、ファンドの規模と複雑性、ならびに借手の信用格付けに左右される。
- 価格上昇、特に不動産およびレバレッジ/成長取引により、法的枠組みの伴う市場で得られるリターンを考慮して、オフショアファンドによる投資を引き付けている。

借手の観点から、資金調達の選択肢の広がりや流動性の増加により、以下の状況が見受けられます。

- 投資適格格付けの借手が、豪州スーパーファンドまたはオフショアファンドから、有利な価格でより長い満期(主に 10 年超)での借入を行うことが可能になっている。
- 非投資適格格付けの借手が、より安価な資金調達コストで会社の戦略を促進するより高いレバレッジ、より柔軟/革新的な資金調達ストラクチャーへのアクセスが可能になっている。例えば、買収に関連する資金調達マーケットでは、限定的な財務制限条項(コベナント)を有するユニットランシェ型ローンおよびタームローン B 資金調達ストラクチャーが、多岐にわたるコベナントとアグレッシブな分割償還を有するシニア/メザニストラクチャーに代替している。
- 債券市場における流動性の上昇により価格が引き下げられ、より柔軟な条件が可能になっている。これにより、借手にとって、債務アレンジメントをリセットし、本業の成長と買収に基づく成長の両方を可能にする資金調達アレンジメントを確立するチャンスが提供されている。

移転価格の観点から、上記の全てを勘案すると、適切な比較可能数値の特定はより一層困難になっていますが、納税者の移転価格ポジションのディフェンスには不可欠な要素です。特定目的のための資金調達では、豪州市場(国

外親会社からの保証を含む)において、どのような独立企業間価格に基づく取引が行われているかを理解するために、債務アドバイザー専門家と緊密に連携することが、移転価格分析のために非常に重要となります。

## 納税者はどうすべきか？

納税者に対しては、PCGで規定されるフレームワークに照らし、価格設定指標と自身の税務ポジションをサポートする証拠に焦点を当て、予定するまたは現行の全ての関連者ローン进行评估することが推奨されています。

分析は、グループの真の借入コスト(その種類が紐づいている、自社またはその他かを問わず)の細かい評価を通じて異なる結果(低いスコア)が実現できるか否かを確定するために実施すべきです。そのためには例えば、PCGアプローチ下における独立性を立証するために、関連者ローンの特定の条件(例えば、長期、固定または変動金利、償却または一括返済など)をサポートする最も関連性のあるグループの外部借入の識別が重要になります。

このステップを終えた後、納税者は既存の移転価格方針を見直し、第三者市場で観察可能なインプットとの整合性を維持することで豪州資本構造の独立性(即ち、ローンの満期、格付け、返済見通しなど)を適切に証明すべきと考えられます。資本構造の適切性を証明することにより、各債券類の価格設定は再度、第三者市場で観察可能なインプットに照らしてテストすべきものと考えられます。

低リスクのグリーンゾーンに該当しないクロスボーダー関係会社間ローンやその他のアレンジメントを既に有する納税者は、ホワイトゾーン認定のための自己評価も含めて、既存アレンジメントの移行ならびに資金調達方法の変更の必要性を評価することが望まれます。

PCGでは、納税者が過去の課税年度を再検討しない場合、これらの年度に対してATOがより厳格なコンプライアンスアプローチを適用することが注記されています。

## まとめ

PCGの公表は、納税者が直面する多くの不確実性について説明が不十分な点もありますが、関係会社間ローンの価格設定に対するATOのアプローチがより明確になったという点においては朗報であると言えます。納税者はグリーンゾーンに満たないリスク格付けに必ずしも逐一警戒する必要はありませんが、自身の税務ポジションを見直し、価格設定アプローチの根拠を示す証拠を常に準備し、自身の主張のディフェンスまたはATOとのエンゲージメントに備えた体制を構築することが望ましいと言えます。

---

# Let's talk

本稿で取り上げたトピックの詳細については、以下の担当者までお気軽にお問い合わせください。

## ***Brisbane***

Stuart Landsberg  
+61 (7) 3257 5136  
[stuart.landsberg@pwc.com](mailto:stuart.landsberg@pwc.com)

Nobuhiro Terasaki  
+61 (7) 3257 8240  
[nobu.terasaki@pwc.com](mailto:nobu.terasaki@pwc.com)

## ***Perth***

David Lewis  
+61 (8) 9238 3336  
[david.r.lewis@pwc.com](mailto:david.r.lewis@pwc.com)

Takashi Masuda  
+61 (8) 9238 3190  
[takashi.a.masuda@pwc.com](mailto:takashi.a.masuda@pwc.com)

## ***Melbourne***

David Earl  
+61 (3) 8603 6856  
[david.earl@pwc.com](mailto:david.earl@pwc.com)

Shunsuke Kawai  
+61 (3) 8603 2244  
[shunsuke.a.kawai@pwc.com](mailto:shunsuke.a.kawai@pwc.com)

## ***Sydney***

Adrian Green  
+61 (2) 8266 7890  
[adrian.green@pwc.com](mailto:adrian.green@pwc.com)

Ryo Fujita  
+61 (2) 8266 3994  
[ryo.a.fujita@pwc.com](mailto:ryo.a.fujita@pwc.com)

© 2018 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved.

PwC refers to the Australia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

At PwC Australia our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com.au](http://www.pwc.com.au).

WL127057275